

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第12号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 公安委員会の所管に係る特例民法法人の監督に関する総合調整に関すること。</u></p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 警務課に、企画室を置く。</p> <p>(1) 企画室は、前項第2号から第5号まで及び<u>第13号から第17号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 警務課に、人材育成室を置く。</p> <p>(1) 人材育成室は、<u>第1項第8号から第12号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 警務課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 術科指導官は、命を受け、<u>第1項第12号</u>に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</p>	<p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(16) 略</u></p> <p>2 警務課に、企画室を置く。</p> <p>(1) 企画室は、前項第2号から第4号まで及び<u>第12号から第16号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 警務課に、人材育成室を置く。</p> <p>(1) 人材育成室は、<u>第1項第7号から第11号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 警務課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 術科指導官は、命を受け、<u>第1項第11号</u>に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。